

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

(9 月 22 日)
(第 10 号)

第10号
9月22日

令和5年第2回

三重県議会定例会会議録

第10号

○令和5年9月22日（金曜日）

議事日程（第10号）

令和5年9月22日（金）午前10時開議

- 第1 議案第18号から議案第28号まで並びに認定第1号から認定第5号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 議案第18号から議案第28号まで並びに認定第1号から認定第5号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 46名

1	番	荊原	広樹
2	番	伊藤	雅慶
3	番	世古	明
4	番	龍神	啓介
5	番	辻内	裕也
6	番	松浦	慶子
7	番	吉田	紋華
8	番	芳野	正英
9	番	川口	円

10	番	喜田	健児
11	番	中瀬	信之
12	番	平畑	武
13	番	中瀬古	初美
14	番	廣	耕太郎
15	番	石垣	智矢
16	番	山崎	博
17	番	野村	保夫
18	番	田中	祐治
19	番	倉本	崇弘
20	番	山内	道明
21	番	稲森	稔尚
22	番	下野	幸助
23	番	田中	智也
24	番	藤根	正典
25	番	小島	智子
26	番	森野	真治
27	番	杉本	熊野
28	番	藤田	宜三
29	番	野口	正
30	番	石田	成生
31	番	村林	聡
32	番	小林	正人
33	番	谷川	孝栄
34	番	東	豊
35	番	長田	隆尚
36	番	今井	智広
37	番	稲垣	昭義

38	番	日 沖	正 信
39	番	舟 橋	裕 幸
42	番	津 田	健 児
43	番	中 嶋	年 規
44	番	青 木	謙 順
45	番	中 森	博 文
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
欠席議員	2名		
40	番	三 谷	哲 央
41	番	服 部	富 男

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	高 野	吉 雄
書 記 (事務局次長)	西 塔	裕 行
書 記 (議事課長)	中 村	晃 康
書 記 (企画法務課長)	小 西	広 晃
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹	宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	大 西	功 夏
書 記 (議事課主査)	長谷川	智 史

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見	勝 之
副 知 事	廣 田	恵 子
副 知 事	服 部	浩
危機管理統括監	野 呂	幸 利
総 務 部 長	更 屋	英 洋

医療保健部長	小 倉 康 彦
農林水産部長	中 野 敦 子
県土整備部長	若 尾 将 徳
医療保健部理事	松 浦 元 哉
環境生活部環境共生局長	枅 屋 典 子
県土整備部理事	佐 竹 元 宏
企 業 庁 長	山 口 武 美
病院事業庁長	河 合 良 之

公安委員会委員	志 田 幸 雄
警 察 本 部 長	難 波 正 樹

午前10時0分開議

開 議

○議長（中森博文） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（中森博文） 日程に入るに先立ち報告いたします。

さきに提出されました議案第18号について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の規定により教育委員会の意見を求めましたところ、お手元に配付の文書のとおり意見が提出されましたので、御覧をお願いします。

次に、9月19日までに受理いたしました請願12件は、お手元に配付の文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしますので、御了承願います。

以上で報告を終わります。

教委第20-172号
令和5年9月21日

三重県議会議長 中森 博文 様

三重県教育委員会教育長 福永 和伸

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に
基づく条例案に対する意見について

令和5年9月19日付三議第128号により照会のありました下記の条例案につ
いては、適当と認めます。

記

議案第18号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に
基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

請 願 文 書 表

(新 規 分)

総務地域連携交通常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提出者・紹介議員	提出された 定例会・会議
請 1	(件 名) 自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の 提出を求めることについて (請願の要旨) 自動車関係諸税を取り巻く環境は、抜本的に見 直すとされていた令和5年(2023年)度の税制改 正大綱においてもコロナ禍にある日本社会・経済 状況を踏まえ、自動車関係諸税に関する抜本改革 に向けた議論が先送りされ、担税力に依拠してい ない税負担を課す状況が継続する形となっている。	鈴鹿市平田町1907 全日本自動車産業労 働組合総連合会 三重地方協議会 議長 片山 智成 (紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 芳 野 正 英 中 瀬 信 之	5年・9月

<p>依然として取得・保有・走行の各段階において、引き続き9種類に及ぶ複雑かつ過重な税負担が課せられていることや、一般財源化により課税根拠が喪失した税の存続や二重課税など様々な課題が残されている。</p> <p>令和5年度税制改正に「次のエコカー減税の期限到来までに検討を進める」と記された。抜本的な見直しについては令和8年(2026年)度の税制改正大綱が最大のヤマ場となることが予測されるが、税制自体の枠組みや、課税のあり方については早期に検討が開始されるため、この2年間(2023.1～2024.12)の議論が重要となる。よって自動車総連として、道路利用の受益と負担の関係など、中長期的な自動車関係諸税のあり方についての主張を強めていくこととしている。</p> <p>あわせて、複雑かつ過重で不合理的な自動車税制の解消を前提に、自動車関係諸税が経済成長の足かせとならないように、簡素化・ユーザー負担軽減に向けた抜本改革を求める。</p> <p>加えて、日常生活の重要な交通手段として自動車を保有し移動せざるを得ない地方ほど世帯あたりの自動車関係諸税の負担が過重である現状において、自動車関係諸税の簡素化、負担軽減は、地方経済の活性化に貢献が期待されるとともに、CASEやカーボンニュートラルの促進を後押しするために現在の税制を見直すことは、「誰もが自由で安全な移動を享受できる社会」の実現につながるものと考えている。</p> <p>以上により、貴議会において、地方財源に影響を与えないよう、国税からの移譲を伴うことを前提とした「自動車関係諸税の見直し」に関し、国の関係機関に下記内容を求める意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>～自動車に係る税の負担軽減を図る～</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 車体課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る <ol style="list-style-type: none"> ① 自動車重量税は廃止を前提に、まずは「当分の間として措置される税率」を廃止 ② 自動車税・軽自動車税(環境性能割)は廃止を前提に、まずは「被けん引車」を課税対象外とする ③ 自動車税・軽自動車税(種別割/四輪車・二輪車等)の税額引き下げによる負 	<p>山崎博 山内道 田中智也 小島智子 藤田宜三 村林聡 長田隆尚</p>	
---	--	--

	<p>担軽減措置を講ずる</p> <p>④ 複雑な車体課税を簡素化</p> <p>2. 燃料課税を抜本的に見直し、簡素化・負担の軽減を図る</p> <p>① 「当分の間として措置される税率」を廃止</p> <p>② 複雑な燃料課税を簡素化</p> <p>③ 燃料課税に更に消費税が課される「二重課税」を解消</p> <p>3. 自動車関係諸税の国税部分について、地方への移譲等を伴う負担軽減策を講じ、地方税収へ影響を与えないユーザー負担軽減を目指す</p> <p>～税目に対する使途を明確化する～</p> <p>1. 車体課税は、次世代モビリティ（CASE）普及促進を目的とした特定財源化</p> <p>2. 燃料課税は、カーボンニュートラル促進を目的とした特定財源化</p> <p>～自動車の使用に係るユーザー負担の軽減を図る～</p> <p>1. 自動車保険（任意保険）の所得控除対象化</p> <p>2. 高速道路料金の引き下げ</p>		
--	---	--	--

環境生活農林水産常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 2	<p>(件名) 伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて</p> <p>(要旨) 伊賀市阿波地区において、産業廃棄物最終処分場の開発計画が持ち上がっていると聞いているが、この最終処分場の設置に関し、生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを県が審査するに当たっては、慎重に行っていただくことを請願する。</p> <p>(理由) 旧大山田村地域は、青山高原及び布引山地の北方面に位置し、山田、布引及び阿波の3地区から</p>	<p>伊賀市猿野1337番地 阿波地域住民自治協議会 会長 奥井 威夫 ほか2名</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 森 野 真 治 藤 田 宜 三</p>	5年・9月

	<p>成り立っており、きれいな空気及び清流並びに豊かな森林田畑に恵まれ、昔から農林業を主な生業としている。</p> <p>今般、この自然豊かな山林に、産業廃棄物最終処分場を開発する計画が持ち上がり、現在、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に基づく生活環境影響調査を実施している。</p> <p>この開発計画には、多くの危険性が想定され、旧大山田村地域のきれいな空気及び清流並びに豊かな森林田畑に対し、大きな影響を与えかねないものである。しかし、阿波地域住民自治協議会には、事業者から簡単な計画書は提出されているが、十分な説明はなく、地元住民に対する説明も全くない。</p> <p>このような状況の中で、住民の不安や不信の声が日々高まっており、本年6月に行った署名活動において、建設予定地の阿波地区では居住者数935名のうち785名が、旧大山田村地域の合計では居住者数4,787名のうち3,048名が反対署名を行っている。</p> <p>したがって、この最終処分場の設置に関し、生活環境の保全について適正な配慮がなされ、関係住民等との合意形成が図られているかを県が審査するに当たっては、慎重に行っていただくことを求める。</p>	<p>村 林 聡 長 田 隆 尚 青 木 謙 順</p>	
<p>請 3</p>	<p>(件 名) 客引き等防止条例の制定を求めることについて</p> <p>(要 旨) 三重県において、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等を規制し、厳しい罰則を科す「客引き等の防止に関する条例(仮称)」(以下「客引き等防止条例」という。)を速やかに制定いただくよう請願する。</p> <p>(理 由) 三重県社交飲食業生活衛生同業組合(以下「社交組合」という。)とは、三重県下においてバー、ナイトクラブ、スナック、居酒屋等の県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生業を営む事業者で構成された組合である。社交組合には現在約400店の組合員がおり、それぞれお客様の安全安心を提供すべく、日々努力を重ねながら営業を行っている。</p>	<p>鈴鹿市阿古曾町19-11 三重県社交飲食業生活衛生同業組合 理事長 伊藤素近</p> <p>(紹介議員) 龍 神 啓 介 辻 内 裕 也 芳 野 正 英 中 瀬 信 之 山 内 道 明 田 中 智 也 小 島 智 子 藤 田 宜 三 村 林 聡 順 長 田 隆 尚</p>	<p>5年・9月</p>

	<p>一方、3年以上にも及ぶ新型コロナウイルス感染症の影響を一番に受けた業界でもあり、さらに、昨今のエネルギー価格及び仕入価格の高騰等の影響により、今後の営業の存続さえ危ぶまれる組合員が多数いるような状況である。</p> <p>そのような中、県内の繁華街では、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等が至る所で行われているのが現状である。「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」及び「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」において規制がなされているものの、それぞれの対象が限られており、悪質な客引き等を十分に取り締まることができない。また、四日市市において、規制の網から漏れた客引き等に対して取締りを行う「四日市市客引き行為等の防止に関する条例」が制定されているものの、他の市町においては同様の条例が必ずしも制定されていない。</p> <p>厳しい経営環境にある中、組合員は安全安心な繁華街という印象を守りながら営業を行っているところであるが、そのような繁華街の印象を破壊する悪質な客引き等が見過ごされていることは、非常に深刻な問題である。</p> <p>したがって、三重県において、県民に不安を与え、迷惑をかける客引き等を規制し、厳しい罰則を科す客引き等防止条例を速やかに制定することを求める。</p>		
--	---	--	--

医療保健子ども福祉病院常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 4	<p>(件名) 健康保険証廃止の中止を求めることについて</p> <p>(請願趣旨) マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案が令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。 マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させること</p>	<p>津市柳山津興1535-23 三重県社会保障推進協議会 会長 林 友信</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋華 稲森 稔尚</p>	5年・9月

	<p>によって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、十分な審議が尽くされたとはいえない。</p> <p>法案の可決後も、マイナンバーカードの誤交付や別人へのひも付けなどの誤登録、医療機関に設置されているオンライン資格確認等システム機器のトラブルなど、生命や個人情報に関わる問題が連日のように報道されている。</p> <p>国会審議を通じて、障がい者、認知症の方や高齢者など、社会的弱者とされる人たちが、マイナンバーカードの手続、取得、管理ができず、制度的に健康保険証を持っていない人にされかねない重大問題が次々と明らかになっている。障がい者のマイナンバーカードの取得をめぐる場合は、申請した際に、背後に車椅子のヘッドレストが写っていたので却下された、病気のため黒目が無い人でも黒目が写っていないので却下されたなどの事例が報告されている。</p> <p>健康保険証廃止に対する反対の世論が高まるなか、新聞各紙も社説等で、健康保険証廃止、見直しは今からでも遅くないなど、政府の強引なやり方を批判している。7月の世論調査では、延期や撤回を求める声が7割以上となっていることが報道されている。患者や国民は健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化することを求めている。</p> <p>健康保険証を廃止すれば、膨大な数の健康保険証を持っていない人が生まれ、保険料を払っていても保険診療を受けられない人が続出することになり、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねない。政府の冷静な判断が求められている。</p> <p>以上の趣旨から、次の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を国に対し提出するよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <p>1 健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化は中止を含め見直すこと。</p>		
請 5	<p>(件名)</p> <p>医療・介護報酬の臨時改定を行い医療・介護・福祉で働くすべてのケア労働者の処遇改善を求める意見書について</p>	<p>津市船頭町津興1535 -23 三重県医療労働組合 連合会 委員長 藤井新一</p>	<p>5年・9月</p>

<p>(請願趣旨)</p> <p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ補助として、20 22年10月から診療報酬と介護報酬の臨時改定を行い、「看護職員処遇改善評価料」と「介護職員等ベースアップ等支援加算」を新設した。</p> <p>4年目に突入したコロナ禍において、自らの感染リスクや様々な行動制限に耐え、必死に国民のいのちと健康をまもるために奮闘してきたケア労働者に対し、賃上げの補助を行った政府の姿勢については一定の評価をするものである。</p> <p>しかし賃上げ対象を限定してしまったため、本来、チームワークが強く求められる医療現場や介護現場に差別が持ち込まれ、不団結を生み出している。とりわけ、「看護職員処遇改善評価料」においては、就労看護師166万人の35%程度である57万人しか対象にならず、施設数で見れば、17万8千余りある医療施設のうち、対象は2720施設とわずか1.5%程度となっている。</p> <p>コロナ禍において国民のいのちと健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部の医療機関や一部のケア労働者だけではない。</p> <p>国民のいのちと健康を守るための、医療・介護・福祉などケア労働者の賃金は、もともと全産業平均の所定内賃金よりも低い水準に置かれており、現在の診療報酬・介護報酬の水準では、ベースアップもままならず、医療・介護・福祉現場の人手不足もきわめて深刻となり、事業の継続そのものを脅かしている。</p> <p>さらに、昨今の異常な物価高騰も、医療・介護・福祉の事業に深刻な打撃を与えており、医療機関、介護・福祉施設への経済的支援は、通常の報酬改定を待つことができない待ったなしの切実な要求となっている。</p> <p>私たちは、改めて政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と人員増が図られ、医療・介護・福祉事業の安定的な維持発展のために、以下の項目について政府に対する意見書の提出を求めて請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <p>一、医療や介護・福祉の現場で働くすべてのケア</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>吉田 紋華 稲森 稔尚</p>	
---	--------------------------------------	--

	<p>労働者の賃上げと人員配置増につながるよう、緊急に診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施すること。</p> <p>一、すべての医療機関や介護・福祉施設に行き渡る緊急の物価高騰支援策を拡充すること。</p> <p>以上</p>		
<p>請 6</p>	<p>(件名) 上げ馬神事における動物虐待の根絶を求めることについて</p> <p>(要旨) 昨今「上げ馬は馬を虐待しているように見える」という抗議の声が国内外で広がっていることから、その社会通念を反映して、上げ馬神事から動物虐待を根絶させることが必要だと思われる。</p> <p>国際社会に認められる三重県無形民俗文化財として次世代に継承していくために、事故の危険性のある坂と壁に馬を駆け上がらせないことが求められており、前例踏襲にとらわれず上げ馬の解釈を見直す時がきている。</p> <p>動物福祉を重んじる現代の倫理観を取り入れ、馬を神の使いとして祀る多度大社に相応しい神事として、練り歩きやお供馬などの「奉納」という本来の形に戻されることを求める。</p> <p>三重県は多度大社がこれ以上動物虐待を繰り返すことのないよう、法令に基づき真摯にご対応いただくよう請願する。</p> <p>(理由) 馬は骨折すれば殺処分となることを理解したうえで、負傷する危険性のある坂と壁を駆け上がらせることは「わざと（みだりに）馬を傷つけよう」と思って行っていないが、骨折しても仕方がない」という暗黙の了解のもとで行っているも同然だと考える。</p> <p>「身体に外傷が生ずるおそれのある行為をさせ酷使すること」は、環境省《動物愛護管理法第44条2項》に抵触する虐待事案であり、環境省《動物虐待等に関する対応ガイドライン第1章4項》に記された「愛護動物虐待罪」に該当する可能性もある。（※別紙1）</p> <p>今年6月には国会の場でも、参議院農林水産委員会にて「たとえ神事など正当な目的があったと</p>	<p>四日市市下之宮町 330-1-1105 多度大社の上げ馬廃止を 求めるOne Team 富森 美保美</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋 華 稲 森 稔 尚</p>	<p>5年・9月</p>

	<p>しても、行事の手段や態様が社会通念上容認される範囲を超える場合は動物殺傷、虐待罪が成立する可能性がある」と答弁されている。</p> <p>オンライン署名には、日本のみならず海外からも数多くの賛同をいただき、上げ馬 One Team には20,917筆もの署名と474件のコメントが集まった。この反響は、上げ馬が客観的に社会通念上許容される範囲を超えていることを十分に物語っている。</p> <p>地域に愛され続ける伝統や文化を守るためには、動物についても命あるものとして敬う気持ちを持ち、動物虐待を根絶するべく誠実かつ迅速に、時流の変化に適応していくことが最も大切なことであるとの考えに至り、請願する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p>(別紙1 略)</p>		
--	--	--	--

教育警察常任委員会関係

受理番号	件名及び要旨	提出者・紹介議員	提出された定例会・会議
請 7	<p>(件名) 25人下限条件をなくし、真の30人学級実現を求めることについて</p> <p>(請願事項) 小学校1・2年生における30人学級で25人下限条件をなくすこと 中学校1年生における35人学級で25人下限条件をなくすこと</p> <p>(理由) “ひとりひとりの子どもを大切にした教育を！”という大きな世論を背景に、全国の多くの自治体で少人数学級が広がりを見せていた2003年度から2004年度にかけて、三重県においても小学校1・2年生で30人学級が実施され、さらにその翌年には中学校1年生での35人学級へと拡大された。これは、子どもと保護者・地域住民の願いに応えた大きな前進である。</p> <p>しかし、1学級の人数を25人以上とする条件付き実施（「下限25人」）のため、1学年1学級という小規模校を中心に、30人以下にならない学級</p>	<p>四日市市笹川1丁目 52-16 吉野 啓子</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋 華 稲 森 稔 尚</p>	5年・9月

	<p>が残されるという不平等を生む県の施策は、大きな問題であった。</p> <p>国は、2011年度に小学校1年生の学級編制基準を35人に改善し、2021年度からは、5年間かけて小学校のみ全学年での35人学級実施に踏み切った。それを受けて三重県では、小1・2での30人学級、中1での35人学級（いずれも「下限25人」条件付き）を継続するとともに、1年ずつ国に先行して35人学級を実施することになった。</p> <p>全学年での30人学級実現を求めてきた私たちの会としても、三重県が独自に少人数学級の学年拡大を進めることを歓迎するものである。しかし、県の施策である「下限25人」条件のために30人を超える学級が20年間も残され続けてきたことは、決して見過ごすことができない。しかも、その割合は年々高くなっている。</p> <p>このような不平等を早急になくし、完全な30人学級を実現するために、三重県としてのとりくみを進めていただくよう、強く要望する。</p> <p>さらに、学校における感染症対策の面からも、子どもたちの安全・安心を確保しながら、一人ひとりにゆきとどいた教育を行うためには、全学年での少人数学級が必要不可欠である。</p> <p>一日も早く、「下限25人の条件」をなくすことによって、真の30人学級を実現させていただきたい。</p>		
<p>請 8</p>	<p>(件名) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度が拡充するよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 現在の「第二期三重県子どもの貧困対策計画」の基本理念には、「生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、三重の子どもが、必要に応じた教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざす」と示されている。支援を必要とする子どもたちに対して、相談体制な</p>	<p>三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 吉田 紋 華 芳野 正 英 稲森 稔 尚 小島 智 子 藤田 宜 三</p>	<p>5年・9月</p>

	<p>どを充実させる取組や、学校だけでは解決が困難な事案について関係機関と連携した支援をおこなうなどの取組が今以上にすすめられていく必要があり、貧困の連鎖を断ち切るための教育にかかわる公的な支援が、きわめて重要であり、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考える。</p> <p>厚生労働省の「国民生活基礎調査（2022）」によると、「子どもの貧困率」は11.5%、およそ子ども9人に1人の割合で貧困状態にあるとされている。また、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%であり、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%を大きく上回り、より厳しい経済状況であることが明らかになっている。</p> <p>また、総務省発表による消費者物価指数における前年同月比は依然として、3%を超える上昇がみられており、家計への負担増大がつづいている。</p> <p>今年度、三重県においては、県独自の支援として国の高校生等奨学給付金制度における給付額に上乗せする補正予算が組まれた。国によるこの制度の給付額が不十分であることは明確で、ほかにも第1子と第2子以降とで給付額に差があることなどの課題がある。経済格差を教育格差に結びつけないために制度・施策のよりいっそうの充実が求められる。</p> <p>国により、今後すすめられようとしている児童手当の充実等の子ども関連施策についてもさらなる充実と、国による財源の十分な確保が求められる。そしてすべての子どもたちにとってよりよいものとなることが望まれる。</p> <p>以上のような理由から、すべての子どもたちの学ぶ機会を保障するため、子どもの貧困対策の推進と就学・修学保障制度の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 9</p>	<p>(件名) 教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうよう採択いただき、国の関</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名</p>	<p>5年・9月</p>

<p>係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由)</p> <p>2021年4月、国の学級編制の標準が40年ぶりに改善され、小学校35人学級が段階的に実現することとなったが、わたしたちが求めつづけている、学校現場の人的配置の充実の声は反映されず、2023年度の教職員定数についても、基礎定数化に伴う教職員配置の見直し等により教職員の自然減を上まわる定数の措置には至っていない。また、中学校の学級編制の標準や高等学校等の教職員定数の標準の改善については示されていない。</p> <p>また、全国的に「教員不足」、「教職員未配置」の問題が深刻化している。三重県においても、今年度県内公立学校において本来配置されるべき教職員に年度当初から欠員が生じたり、産育休等の休暇・休業取得者の代替教職員が不補充あるいは、短時間勤務者での代替となったりしている状況が見られる。当然にも、満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状を、わたしたちは到底看過することはできない。多忙をきわめる学校現場で、これは危機的状況にあるといえる。</p> <p>教職員が心身ともにゆとりを持って子どもたちと向きあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながる基盤となるものである。子どもたちが安全・安心に学べるようにするためにも、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における学級編制と教職員定数の標準を改善する新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれる。</p> <p>一方で、OECD諸外国と比べ教育費の私費負担が高額〔高等教育段階における私費負担割合67% (OECD平均31%)〕となっている現状がある。家庭の現実を目を向ければ、光熱費や物価の高騰による保護者の負担増など、厳しい状況がある。くわえて、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等の保護者負担も生じている。少子化のすすむなか、教育費の公財政支出を充実させて、保護者負担の軽減を図ることは有効な少子化対策にもなりえる。</p> <p>公財政として措置される教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育</p>	<p>(紹介議員)</p> <p>吉田 紋 華 芳野 正 英 稲森 稔 尚 小島 智 子 藤田 宜 三</p>	
--	---	--

	<p>課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考える。</p> <p>以上のような理由から、教職員の欠員や不補充を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を強く切望するものである。</p>		
<p>請 10</p>	<p>(件名) 防災対策の充実を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 子どもたちの安全・安心を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をはかるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されている。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められている。国による津波対策のための不適格改築事業については、2015年に制度の拡充がなされたものの、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用が難しい状況である。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求める。</p> <p>また、感染症が流行している最中であっても、災害時には避難所は開設される。新型コロナウイルス感染症感染拡大時に出された国のガイドラインでは、準備スペースの適切な分離や必要な備品等が記載されていたが、自治体間格差が生じるなど、国による責任ある十分な財政的措置が講じられたとは言えない状況であった。災害や感染症は、いつ発生するかわからない。性やプライバシーに関する課題への対応、また、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積している。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきである。過去の災害</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三</p>	<p>5年・9月</p>

	<p>に学び、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところである。</p> <p>以上のような理由から、巨大地震等の災害を想定した防災対策の充実をすすめることを強く切望するものである。</p>		
請 11	<p>(件名) 義務教育費国庫負担制度の充実を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 義務教育費国庫負担制度が充実され、国の責務として必要な財源が確保されるよう採択いただき、国の関係機関に意見書を提出いただくようお願い申し上げます。</p> <p>(請願の理由) 義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠である。</p> <p>かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところである。</p> <p>三重県において、急速にすすめられた教育のICT化により、小中学校においては、地方財政措置により、一人1台端末が整備された。しかし、端末の修繕等費、家庭等での通信費、その他の保守に関する経費等の負担状況には、自治体間の格差が生じている。教育環境の水準の維持向上にあたってその格差を生じさせないようにするためにも、地方財政措置ではなく、国庫負担による財源の確保が必要である。</p> <p>また、2021年8月改正の学校教育法施行規則に</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名</p> <p>(紹介議員) 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三</p>	5年・9月

	<p>新たに定められた情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは学校図書館法に定められている学校司書についても地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況となっている。</p> <p>未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められる。</p> <p>以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度の充実を強く切望するものである。</p>		
<p>請 12</p>	<p>(件名) 県独自の学級編制基準および教職員配置基準のさらなる改善と教職員の欠員や不補充を解消し、確実な配置を求めることについて</p> <p>(請願の趣旨) 三重県独自の学級編制基準および教職員配置基準のさらなる改善をすすめることはもとより、各学校に本来配置されるべき教職員が欠員や代替者の不補充により未配置となっている状況を早急に解消し、確保されるべき教育環境を、責任を持って整備することは、教育行政の責務であり急務であると考え。すべての子どもたちが安心して学ぶことができる三重の教育の土台となる教育環境が確実に整備され、さらには、より一層充実されることを強く求める。</p> <p>(請願の理由) 「改正義務標準法」が施行され、40年ぶりに小学校全学年の学級編制の標準が改善されることになり、これまで三重県においては県単措置により、法改正による段階的改善を1年先行するかたちで、小学3年生から5年生の35人学級を年次進行で実現してきた。また、小学1・2年生の30人学級、中学1年生の35人学級についても2003年以来20年にわたり、県独自で実現してきている。これらは、少人数による学級編制とそれを実現するための教職員配置の重要性について県が十分に認</p>	<p>津市一身田上津部田 1234 三重県総合文化センター内 生涯学習センター2F 三重県PTA連合会 会長 杉戸 雅巳 ほか3名 (紹介議員) 吉 田 紋 華 芳 野 正 英 稲 森 稔 尚 小 島 智 子 藤 田 宜 三</p>	<p>5年・9月</p>

<p>識し取組をすすめてこられたものとする。</p> <p>しかし、中学校、高等学校については法改正に至っておらず、とりわけ、現行の「高校標準法」のもとでは、少子化による生徒数減が高等学校の教職員数減に直結し、高校教育の水準維持への影響が否めない。今後も、教職員が子どもたち一人ひとりにしっかりと向きあい、安全・安心な教育環境のもとで、「豊かな学び」を創造していくために、すべての校種における学級編制基準および教職員配置基準のさらなる改善が求められる。</p> <p>一方で、今年度県内公立学校において本来配置されるべき教職員に年度当初から欠員が生じたり、産育休等の休暇・休業取得者の代替教職員が不補充あるいは、短時間勤務者での代替となったりしている状況が見られる。「定数条例」により満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない状況は、三重で学ぶ子どもたちのためにも、早急に解消されるべきである。</p> <p>6月に政府が閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2023」においては、政策遂行の基盤となる中長期の視点として、「人への投資」、「こども・子育て政策の抜本的強化」などを掲げつつ、教育に関する記述では、「35人学級等についての小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく」と言及された。また、政府の規制改革推進会議が同月に取りまとめた答申においては、「教員一人当たりの授業に係る負担の軽減を実効的に図ること」についても言及されている。</p> <p>国の示すこれらの考えを、先駆けて三重県独自ですすめ、すべての子どもたちが安心して学ぶことができる三重の教育の土台となる教育環境を確実に整備し、さらには、より一層充実されるよう、以下の事項の実現に向け、県教育行政の取組の強化を求める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、学級編制基準の改善および教職員配置基準のさらなる改善を図ること 一、配置されるべき教職員の欠員や代替不補充による未配置について、早急に解消を図ること <p>以上、採択いただくようお願い申し上げます。</p>		
---	--	--

質

疑

○議長（中森博文） 日程第1、議案第18号から議案第28号まで並びに認定第1号から認定第5号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。7番 吉田紋華議員。

〔7番 吉田紋華議員登壇・拍手〕

○7番（吉田紋華） おはようございます。日本共産党、津市選挙区選出、吉田紋華と申します。

通告に基づき議案質疑をいたします。

第1に、議案第21号についてです。

議案第21号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてです。

6月定例会議でも、電動キックボードの危険性について述べ、反対討論をさせていただきました。今回の議案は、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車及び遠隔操作型小型車の横断歩道通行を認めることとなります。

そして、7月の道路交通法改正以降、東京で電動キックボードと歩行者が接触、そして骨折したひき逃げ事故で、早速逮捕者が出るなどの報道もありました。また、フランスのパリでは、事故が相次いでいた電動キックボードのレンタルサービスが8月末で廃止されました。このように、電動キックボードの利用を広めていくことは、防げたはずの事故を起こしてしまうということが目に見えております。

また、遠隔操作型小型車、そちらも事故が起こって人命救助が必要になるなど、緊急の対応を要する事態になることも想定されると思われまます。

そこで、お尋ねいたします。

事故の予防や緊急対応が必要になった際など、遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車に関し、どう危険性を認識し、また、どのように安全対策をしていくのか、お考えをお聞かせください。

○警察本部長（難波正樹） お答えいたします。

今般の道路交通法改正により、遠隔操作型小型車は本年4月1日から、特定小型原動機付自転車は7月1日から、それぞれ新たな交通主体として整備されたところです。

遠隔操作型小型車は、主として小型、低速の自動配送ロボットが該当し、遠隔操作であることに不安の声があるものと承知しております。

また、電動キックボードに代表される特定小型原動機付自転車は、自転車と同様の交通ルールが適用されますが、走行の安定性や運転免許を要しないという点から、その危険性が指摘されていることも認識しております。

しかしながら、これら小型モビリティについては、今回の法改正までに、安全性確保のために実証実験など様々な検討を経て、必要な基準や制度が整備されて現在に至ったものであり、これに従って使用される限り安全性は保たれるものと認識しております。

新たな交通主体が加わった交通社会の安全性確保のためには、これら小型モビリティを利用する人々が、車両の特性や交通ルールなど、道路を通行するために必要な知識を身につけていることが重要であると認識しております。

利用者はもちろんのこと、新たな交通主体と共存する他の交通利用者に対しても、必要な交通ルールの浸透を図っていく必要があると考えております。

具体的には、遠隔操作型小型車については、利用する際に、事前に公安委員会への届出が義務づけられていることから、確実な確認を行うとともに、利用者に対して、必要な知識、技能の保有状態も確認を行うなどして、安全性の確保に努めてまいります。

また、特定小型原動機付自転車に関しては、改正法施行に先立ち、広報チラシ等により周知を図っておりますほか、悪質、危険な違反行為を認めた場合には、看過することなく、検挙措置を含めて、厳正な指導取締りを徹底してまいります。

さらに、教育関係機関の方々への講習会や、販売事業者による購入者に対する安全利用のための指導を促進する取組を進めるほか、運転免許更新時の

講習など、全ての道路利用者の方々にも、これら新たな小型モビリティの特性やルール等について理解を求め、安全で安心な交通社会の実現に向けて、実効性のある取組を進めてまいります。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） 先日、自分自身が免許を更新したときも、電動キックボードに関する、改めての知識を教えてもらったりとか、そういった知識啓発もすごく重要だと感じましたので、今後も安全対策をどうぞよろしく願います。

続けて、次の質疑に移ります。

認定第3号、令和4年度三重県電気事業会計決算についての質疑です。

令和5年3月に、（現物を示す）こちらのRDF焼却・発電事業の総括、最終総括と呼ばれるものが発表されました。その総括から2点お伺いします。

1点目は、RDF事業のことを資源循環化と言えないのではないかということについてです。

廃棄物をRDF化して乾燥固化したものは、物質としては廃棄物です。ところが、RDF化処理したことで県全体の資源化率が全国1位になった、資源循環型社会の構築に寄与したという記述がございましたが、疑問が残ります。

また、RDFそのものにもプラスチックが含まれていました。資源循環化という評価と言えないと考えますが、それについてのお考えをお聞かせください。

2点目、企業庁の反省点、教訓の認識について伺います。

この最終総括の中には、2名の貴い命が犠牲になるという結果になった事故の経緯に関する記述があります。そもそも、1回目の爆発事故についての教訓に学ばず、その事故の解明をすどころか、情報を隠したということがありました。このことは大きな反省点として記述されておりますが、今後、県政においても重大な教訓とすべきではないでしょうか。改めてお考えをお聞かせください。

○環境生活部環境共生局長（柘屋典子） RDF焼却・発電事業では、ごみを固形化し燃料として利用したことにより、資源化率が向上し資源循環型社会の構築にも寄与することができたと考えております。

先ほど御紹介がありました令和5年3月のRDF焼却・発電事業の総括におきまして、環境政策面から検証したところ、ダイオキシン類の削減など、ほかにも一定の成果が認められたところですが、一方で、RDF化方式によるごみ処理のトータルコストは焼却方式に比べて高くなってしまい、市町にとって重い御負担をかけるという結果になったと認識しております。

○企業庁長（山口武美） 折しも、RDF貯蔵槽爆発事故から今年で20年が経過することでございます。そういう中、私どもとしましては、企業庁で管理する施設におきまして、人命に及ぶ痛ましい事故が発生した事実を末永く職員の記憶にとどめ、今後の事業運営に生かしていく必要があると考えているところでございます。

本事業ですけれども、当時全国的に見ても初の試みでしたけれども、技術的課題の認識が十分でないまま稼働時期にこだわり、安全の確認等がおろそかになっていました。

また、稼働直後の火災事故の際には、情報開示には積極的でなかったことで、RDFの発熱発火のメカニズムを解明する契機とすることができませんでした。

あわせて、その後の原因調査ですけれども、十分ではなく立ち止まって運営体制などを見直すことができなかつたのかなと思っているところでございます。

それと、さらには、稼働から僅か5年で事業の終了提案を行うことになるなど、市町のごみ処理行政にも大きな混乱を招くこととなったことも大きな反省材料と捉えているところでございます。

こういう中、今後も私どもが事業を進める上においては、数々の、このような反省と教訓を、安全祈願行事の継続であつたりとか職員研修などの実施、それと、決して風化させさせることなく、将来にわたり継承していくことが

必要であると思っております。

そういう中、私、県の公営企業の管理者としまして、また、企業庁の長としまして、安全を判断基準の根底に置いた企業経営、事業運営を進めてまいりる所存でございます。

〔7番 吉田紋華議員登壇〕

○7番（吉田紋華） こちらの総括の最終部分のところに、「おわりに」という追記をいただき、そこにしっかりと反省を述べていただいておりますし、先ほど答弁いただいたような対応をぜひ続けていただきたいと思います。

安全祈願の継続とございましたけれども、やっぱり祈るだけではもちろん駄目ですし、ほかの具体的な実践もぜひ継続していただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。（拍手）

○議長（中森博文） 以上で、議案第18号から議案第28号まで並びに認定第1号から認定第5号までに関する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

○議長（中森博文） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第18号から議案第28号まで並びに認定第1号から認定第5号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれの所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

総務地域連携交通常任委員会

議案番号	件 名
18	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案

医療保健子ども福祉病院常任委員会

議案番号	件 名
20	旅館業法施行条例の一部を改正する条例案

防災県土整備企業常任委員会

議案番号	件 名
23	工事請負契約について（二級河川鳥羽河内川鳥羽河内ダム本体建設工事）

教育警察常任委員会

議案番号	件 名
21	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
24	工事請負契約について（大台警察署庁舎棟ほか建築工事）
25	財産の取得について

予算決算常任委員会

議案番号	件名
19	三重県手数料条例の一部を改正する条例案
22	災害派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例案
26	令和4年度三重県水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
27	令和4年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
28	令和4年度三重県流域下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

認定番号	件名
1	令和4年度三重県水道事業会計決算
2	令和4年度三重県工業用水道事業会計決算
3	令和4年度三重県電気事業会計決算
4	令和4年度三重県病院事業会計決算
5	令和4年度三重県流域下水道事業会計決算

先議議案の審査期限

○議長（中森博文） この際、お諮りいたします。議案第18号及び引き続き審査となっている議案第6号は先議いたしたいので、会議規則第36条第1項の規定により、9月25日までに審査を終えるよう期限をつけることといたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（中森博文） お諮りいたします。明23日から25日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中森博文） 御異議なしと認め、明23日から25日までは休会とすることに決定いたしました。

9月26日は定刻より県政に対する質問を行います。

散 会

○議長（中森博文） 本日はこれをもって散会いたします。

午前10時14分散会